

入会手続きについて

【入会資格】

群馬県内で常時営業を営む貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業の許可又は登録を受けた者で、群馬県内に営業所を有する者

【入会手続方法】

入会の手続方法は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「協会」という。）を窓口として次のとおりとなっております。入会に際して、協会、支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部及び群馬県運輸政策研究会に同時加入とさせていただきます。

1 入会申込書の提出

所要事項を記入し、代表者印を押印した所定の申込書に、運送事業に係る「許可書」等関係書類の写し及び「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書」を添付して、協会に提出してください。

2 理事会の承認

理事会で承認手続きをする。

3 承認の通知

理事会の承認後、「入会承認通知書と入会金請求書」を送付する。

4 新規入会金の振込み

期日までに入会金を送金してください。

5 各種サービスの利用可

各種サービスが受けられる。

6 会費の納入

入会後は会費を納入通知書に基づき納入する。

入会金及び会費等について

1 新規入会金の額及び納入方法

(1) 新規入会金の額

- ・ 1 会員 100,000円 (内訳: 協会 50,000円、支部 50,000円)

※新規会員加入促進キャンペーン期間中 (平成30年7月1日~同年12月31日までの間)は50,000円とする。

(2) 納入方法

- ・ 入会承認後、納入する。

2 (一社)群馬県トラック協会会費の額及び納入方法

1) 会費の額

【正会員】

(1) 平等割

ア 協会	1 会員	1 か月	2,500円
イ 支部			

(ア) 本社営業所又は主管営業所 (除く霊柩事業者)

1 営業所 1 か月 3,000円

(イ) 霊柩事業者 1 営業所 1 か月 1,000円

(2) 車両割

普通車 1 両 1 か月 160円

小型車及び被けん引車 1 両 1 か月 80円

※ 正会員たる本社営業所又は主管営業所以外の営業所

(平等割・支部会費) 1 営業所 1 か月 1,000円

【準会員】

(1) 平等割

ア 協会	1 準会員	1 か月	2,500円
イ 支部	1 営業所	1 か月	3,000円

(2) 車両割

ア 普通車 1 両 1 か月 160円

イ 小型車及び被けん引車 1 両 1 か月 80円

※ 準会員とは、正会員の支店、支社、営業所等で、本協会の事業に参加するために入会した者。

2) 納入方法

- ・ 3か月分を納入通知書記載の指定日までに納入する。

3 陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部会費の額及び納入方法

- ・ 当協会員は自動的に陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部会員になる。

(1) 会費の額

- ・ 当該事業所職員 1 人 1年間 100円

(2) 納入方法

- ・ 毎年5月に一括して納入します。
(群馬県トラック協会費4月～6月分と同時に納入する。)

4 群馬県運輸政策研究会会費の額及び納入方法

- ・ 当協会員は自動的に群馬県運輸政策研究会会員になる。

(1) 会費の額

車 両 数	会 費
1～ 10台	1,000円
11～ 20台	2,000円
21～ 30台	3,000円
31～ 50台	5,000円
51～100台	7,000円
101台以上	10,000円

(2) 納入方法

- ・ 毎年5月に一括して納入する。
(群馬県トラック協会費4月～6月分と同時に納入する。)

入会のメリットについて

1 交通安全対策に関する支援等

- ・ ドライブレコーダー導入に対する助成(1 会員上限 30 台)
- ・ 衝突防止警報装置導入に対する助成(国交省補助制度の対象機器のうち、県ト協が定めた機器が助成対象)
- ・ IT 点呼機器導入に対する助成(国交省補助制度の対象機器のうち、県ト協が定めた機器が助成対象)
- ・ アルコール検知器導入に対する助成
- ・ 事業用貨物自動車運転者の定期健康診断受診に対する助成
- ・ 血圧計導入に対する助成(助成対象機器は全ト協が指定)
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ装置導入に対する助成(全ト協助成のみ)
- ・ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査に対する助成
- ・ 運行管理者、整備管理者の研修等に対する助成
 - 運行管理者等一般講習 1 名 3, 100 円(全額助成)
 - 整備管理者研修 1 名 1, 000 円(同上)
- ・ 自動車事故対策機構群馬支所(ナスバネットを含む。)、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)、(株)ぐんま安全教育センター及び足利自動車教習所が行う運転適性診断(一般・初任・適齢)の受診料に対する助成
- ・ 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等の発行料に対する助成
 - 1 名 630 円(今年度の助成申請は終了。来年度から活用可)
- ・ 事業所における運転者講習に対する助成
- ・ 各種運転者研修及び経営者・管理者研修等の開催(参加費無料)
- ・ 交通安全・安全管理等教育用DVD、ビデオテープの無料貸出
- ・ 交通安全用品等の無料配布

2 環境対策に関する支援等

- ・ 省エネ安全研修会・グリーン経営認証研修会等の開催(参加費無料)
- ・ 低公害車導入促進助成
- ・ デジタルタコグラフ導入促進助成(1 会員上限 10 台)
- ・ アイドリングストップ支援機器導入に対する助成(1 会員上限 60 万円)
- ・ 交通エコモ財団のグリーン経営認証登録の取得又は更新登録に対する助成
- ・ 会員事業者・家族による「トラックの森づくり事業」の実施
- ・ 環境対策用品等の無料配布

3 経営に関する支援等

- ・ 車両の購入(代替を含む)・物流施設等の整備における融資に対する利子補給
～近代化基金融資

- ・ 信用保証協会に支払った保証料に係る助成
- ・ 大型・中型・けん引免許等取得に対する助成
- ・ フォークリフト運転技能資格取得に対する助成
- ・ 事業経営の諸課題を解決するための弁護士・社会保険労務士の顧問制度が利用可。
- ・ 経営改善等に関する研修会・セミナーの開催(参加費無料)
- ・ 青年経営者育成のための青年部会活動への参加
- ・ 群ト協発行機関紙「トラック広報」・全ト協発行機関紙「広報トラック」、群ト協・全ト協ホームページ及びFAX等による情報提供
- ・ 輸送の安全確保、コンプライアンス経営、国土交通省への許認可届出等に関する具体的な指導・相談の実施

4 その他の支援等

- ・ 関係行政機関、トラック協会等からの表彰の受賞
- ・ 交通遺児・労働災害遺児等育英助成金による支援

※各種助成事業の詳細につきましては、当協会HP「助成制度のご案内」を参照願います。